

議案第 8 5 号

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(環境センターの設置)</p> <p>第 2 条 ごみ処理施設（以下「処理施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="204 1234 788 1379"> <tr> <td data-bbox="204 1234 427 1379">八幡浜市環境センター</td> <td data-bbox="429 1234 788 1379">八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地</td> </tr> </table> <p>(危険物等の排出禁止)</p> <p>第 1 3 条 事業者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(多量排出家庭に対する指示)</p> <p>第 1 4 条 市長は、<u>引越し</u>又は家屋の<u>取壊し</u>等により一時に多量の家庭系一般廃棄物を排出しようとする者に対し、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。</p>	八幡浜市環境センター	八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地	<p>(環境センターの設置)</p> <p>第 2 条 ごみ処理施設（以下「処理施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="813 1234 1393 1379"> <tr> <td data-bbox="813 1234 1037 1379">八幡浜南環境センター</td> <td data-bbox="1038 1234 1393 1379">八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1312 1037 1379">八幡浜北環境センター</td> <td data-bbox="1038 1312 1393 1379">八幡浜市保内町喜木津 1 番耕地 1 7 7 番地 4</td> </tr> </table> <p>(危険物等の排出禁止)</p> <p>第 1 3 条 事業者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特別管理一般廃棄物</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(多量排出家庭に対する指示)</p> <p>第 1 4 条 市長は、<u>引っ越し</u>又は家屋の<u>取り壊し</u>等により一時に多量の家庭系一般廃棄物を排出しようとする者に対し、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。</p>	八幡浜南環境センター	八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地	八幡浜北環境センター	八幡浜市保内町喜木津 1 番耕地 1 7 7 番地 4
八幡浜市環境センター	八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地						
八幡浜南環境センター	八幡浜市若山 9 番耕地 4 0 番地						
八幡浜北環境センター	八幡浜市保内町喜木津 1 番耕地 1 7 7 番地 4						

別表第1

## 一般廃棄物処理手数料

区分		金額	
指定 ごみ 袋	燃やすご み	大（45リ ットル袋）	1枚につき 32円
		中（30リ ットル袋）	1枚につき 21円
		小（20リ ットル袋）	1枚につき 15円
	燃やさな いごみ	<b>大（45リ ットル袋）</b>	<b>1枚につき 32円</b>
		中（30リ ットル袋）	1枚につき 21円

備考（略）

別表第1

## 一般廃棄物処理手数料

区分		金額	
指定 ごみ 袋	燃やすご み	大（45リ ットル袋）	1枚につき 32円
		中（30リ ットル袋）	1枚につき 21円
		小（20リ ットル袋）	1枚につき 15円
	燃やさな いごみ		
		中（30リ ットル袋）	1枚につき 21円

備考（略）

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## （準備行為）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定による処理手数料の徴収その他新条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同表の規定の例により行うことができる。

## 提案理由

八幡浜北環境センターの廃止及び指定ごみ袋の区分の追加に伴い、所要の改正を行うため。